

第 6 期音更町総合計画の推進管理について

1 第 6 期総合計画について

(1) 計画策定の趣旨

これまで本町は、人口が増え続けることを前提にまちづくりを進めてきましたが、人口減少や更なる少子高齢化の進展、また、これまでに経験したこのない新たな感染症や大きな災害の発生などを想定した中で、将来を見据えた「持続可能なまちづくり」に取り組むことが求められます。こうした状況を踏まえて、総合計画審議会やワークショップをはじめ、多くの町民の参加によってこれまでの取組を振り返るとともに、本町のポテンシャルを最大限に発揮し、地域経済の強化を図り、さらなる持続的発展へと導く、長期展望に立った魅力あるまちづくりを主役である町民との協働で進めるための指針として第 6 期音更町総合計画を策定しました。

(2) 総合計画の構成、期間

計画の構成はこれまでと同様でありまして、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」とします。

これら、それぞれの計画期間と内容につきましては、

①基本構想

音更町の長期的な発展方向と、目指すべき将来像、目標及び目標達成のために必要な施策の大綱を示すものとします。計画期間は 10 年間とします。

②基本計画

基本構想実現に必要な施策の方向性及び大綱における分野別等の計画体系を示すとともに、重要施策を示します。第 5 期と同様に計画の 5 年目に後期 5 年間の必要な見直しを行います。

③実施計画

財政収支と整合を図りながら、基本計画に掲げた施策における主な事業等を具体的に示します。

計画期間は 3 年間とし、毎年度のローリングを行います。

(3) 計画の位置づけと役割

①まちに関わる全ての人々が共有する計画です

「協働によるまちづくり」を推進するため、まちづくりの目標を町民と共有する計画です。

②まちの全分野にわたる最上位計画です

長期的展望に立ってまちの将来像を描き、その実現のために、まちづくりの全分野にわたって目指すべき方向性や取り組む内容を示すもので、本町における全ての個別計画や施策の基本となる最上位計画です。

③総合戦略を統合した計画です

令和 3 年度を始期とする「第 2 期音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、近年の本町の人口動態を踏まえた新たな人口ビジョンに基づき、国や道

の総合戦略と整合性を図りながら、第6期総合計画と一体的に策定することとしました。

④SDGsを推進する計画です

「自分たちの暮らす地域を、将来にわたって持続可能にする」計画であるため、国際社会における共通の指針として国連で採択され、我が国も目指すところであるSDGs（持続可能な開発目標）で示されている、いずれの目標についても取り入れることができます。

SDGsという新しい視点で地域の課題を整理し、その解決に取り組むことは本町のまちづくりの推進にもつながります。

⑤地域福祉計画を包含した計画です

地域福祉計画は、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項などを網羅する上位計画として位置付けられ、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題の解決に取り組むものであるため、第6期総合計画は、地域福祉計画を包含する形で策定しました。

(3) 計画の位置づけと役割

第6期音更町総合計画に掲げた施策を、限られた財源と計画期間の中で着実に進めていくためには、実施による効果を検証しつつ、推進方法や優先順位を常に考えながら取り組んでいくことが重要です。

また、これまでの総合計画で行ってきた担当部署による推進状況の評価等だけでなく、町民の視点による検証等を行うことによって、町民ニーズを的確に捉えながら、次の事務事業等の展開に反映していくことも必要です。

このため、第5期音更町総合計画の推進管理及び、平成27年度に策定した国のまち・ひと・しごと創生法に基づく、本町の人口減少対策である総合戦略の推進管理において、町民を委員とする「音更町総合計画推進委員会」を平成24年度に設置し、計画の推進を図っております。

令和3年度は音更町第6期総合計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度に第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略を一年延長）がスタートし、音更町第6期総合計画の重点施策として第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を位置づけております。

2 音更町総合計画推進委員構成等

(1) 委員の定数 14人以内（現在10名）

【規則】（下記は、審議会と同じ内容。）

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町内の各種団体等を代表する者
- (3) その他町長が適当と認める者

(2) 委員の任期 2年

3 委員会の担任する事務

(1) 担任する事務

次に掲げる事務を行うこと。

1. 町の総合計画の主要な施策の推進状況について、検証及び評価を行うこと。
2. その他町の総合計画の推進について、必要な事項の審議を行うこと。

(2) 事務の内容

①重点施策（総合戦略）の検証・評価

第6期総合計画に掲げられている施策は全部で120施策ありますが、これら全ての推進状況を毎年度検証することは膨大な事務内容になるため、第6期総合計画に重点施策として位置付けられている基本目標4項目（34施策）について、推進状況の検証等を行います。

具体的には、重点施策の基本目標別の各分野に掲げる施策ごとに、SDGsの推進や施策の推進に向けて取り組んだ事務事業の実績を含め、各施策がその方向性に向けて推進が図られているかどうかを内部検証した調書を委員会に提出し、その調書を資料として各委員に検証してもらい、委員会としての検証結果を取りまとめます。

4 委員会の審議結果

結果については、調書も含め議会に報告し、ホームページ等で公表します。

また、その結果は、次年度以降の施策の実施及び予算等で反映できるものは、その実施に努めていきます。

5 令和4年度のスケジュール

(1) 推進委員会

推進委員会は10月から翌年1月まで、5回程度の開催を予定しています。

(2) 議会

最終委員会の終了後に、所管する総務文教常任委員会等に報告します。

(3) 公表

議会報告後、ホームページ等で公表を行います。